

令和2年12月10日

第33回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和2年12月10日（木曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和2年12月10日（木曜日） 午後1時45分

4. 議案

- 議案第175号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第176号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第177号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第178号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第179号 令和3年度青森市農作業標準労賃等について

- 報告第115号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第116号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第117号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 穴水 佳行	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 壽憲	5番 鎌田 清勝	7番 工藤 隆志
8番 窪寺 洋志	10番 齊藤 光朗	11番 佐藤 紘一
12番 澤田 今日一	13番 堤 武久	14番 奈良岡 めぐみ
15番 西澤 清光	16番 西塚 伸	17番 福士 修身
18番 福田 公夫	19番 安田 昌樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9番 高坂 繁光		
----------	--	--

7. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	永澤 治	事務局 次長	竹内 芳
浪岡分室 長	坂本 公平	主 幹	堀内 和之
主 幹	櫻田 正	主 査	佐々木 伸哉
主 査	工藤 武		

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から、第33回青森市農業委員会月例総会を開会します。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員18名中17名が出席しております。以上でございます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。1番秋谷進委員、2番穴水佳行委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第175号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が6件及び賃借権設定が7件で合計13件でございます。個別の内容につきましては、議案書の2ページから5ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりでございますが、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されております。申請事由としては、譲渡人又は貸主については、労力不足のためなどの理由で、譲受人又は借主については、経営規模拡大のためなどの理由でございます。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している調査書等のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第176号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が1件

でございます。申請は青森地区の市街化調整区域におけるものでございます。

それでは、今回の転用案件について、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第176号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号61番案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が土地利用計画図、これは計画配置図という名前です。5ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。6ページ目から7ページ目が法務局にある地図、8ページ目から9ページ目まで地積測量図、10ページ目から12ページ目までが転用しようとする農地の登記簿謄本、13ページ目から15ページ目までが法人の登記簿謄本でございます。

議案第176号関係資料と記載した1ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、支所機能を有する青森市荒川市民センターの周囲概ね500m以内の区域にありますことから、第2種農地と判断されます。第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成可能な場合は、原則として許可できません。ところで今回の事案は、申請者が製造販売する生コンクリートの材料である砕石の置場及びその運搬に使用する車両の待機所をすることを目的とした転用であり、この周辺にある第3種農地の土地について売買交渉を行ったものの合意に至らず、目的を達成できるような土地が他に見当たらなかったため、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成できないということが明らかでございますので、結果、許可基準に適合するものであります。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目及び建築物の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○1番（秋谷進委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷です。1 点だけお伺いします。転用案件説明資料の中に申請者の事業地の周辺にある第 3 種農地というような表現を使っておりますけれども、こういう使い方でよいかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局

第 3 種農地の土地の表現についてでございますが、法令上の記載にもございましたことから、特に問題ないと事務局の方で認識しております。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

秋谷委員よろしいですか。

○1 番（秋谷進委員）

第 3 種農地の確認はとれている。

○事務局

第 3 種農地ですね、それに関する資料につけておりませんでした。売買交渉にあたった農地については、第 3 種農地である事を一つ一つ確認しておりました。以上です。

○1 番（秋谷進委員）

はい、わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

その他、質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

次に、議案第 177 号及び 178 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 3 件、利用権設定が 4 件の合計 7 件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページ、利用権設定の案が 8 ページから 9 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、8 ページ目から 10 ページ目までの議案第 178 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められています。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、7 ページの申請番号 154 番の審議を行うにあたり、工藤隆志委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(工藤隆志委員 退席)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、申請番号 154 番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。質問、意見ございませんか。

○各委員
(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

申請番号 154 番についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、そのように決定します。工藤隆志委員を入場させてください。

(工藤隆志委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
これより、議事参与制限があった申請番号 154 番を除く本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
無いようですので、議事参与制限があった申請番号 154 番の 1 件を除く本案について、当該計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、当該計画は決定といたします。
次に議案第 179 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局
それでは、議案第 179 号関係資料、別になっている資料がございますので、こちらをご覧ください。こちらは今年 8 月に認定農業者協会会員、農業委員、推進委員の皆様アンケートでご協力いただきました、令和 3 年度農作業労賃及び農作業受委託の料金の検討について、の内容でございます。

まずは、1 番、アンケート回答状況についてご説明いたします。アンケート対象者、回答者数について表に記載のとおり、農業委員、推進委員の皆様からは一番右の計欄にありますとおり、全員から回答をいただきました。青森市認定農業者協会会員については、青森地区の回答者が 12 名、

浪岡地区の回答者が14名となっており、合計で前年より多い26名から回答をいただきました。回答率は前年を15.3%上回っております。これは、今年からアンケートの設問を見直し、設問を減らした効果もあるのではないかと思います。委員の皆さんを含めた全体の回答者数では、表の右下に記載のとおり、対象者109名の過半数を超える63名から回答があり、その下の農家区分ごとのアンケート回答者数の表には、専業農家、兼業農家、専業か兼業について未回答であった者ということ区分して記載しております。

続いて、2番、アンケート結果を踏まえた基本的な考え方でございますが、①農作業労賃、農作業受委託料金標準額の変更につきましては、現在の標準額は適当である、という回答が過半数を占めた項目は、これまでと同様の取り扱いとして、前年度と同額とすることを基本に案を作成することとします。ただし、10aあたりの標準額を設定しているものについて、現在は10円単位での設定となっておりますが、今回、100円未満の部分を四捨五入して、100円単位となるように整理する案としております。といいますのも、農作業労賃の方については100円単位として表示していることと、他市町村においても概ね100円単位としていることなども含めて、よりわかりやすい標準額としてはどうかという事務局の案でございます。また、アンケートの平均額が標準額を大幅に上回っている項目がありましたら、変更を検討することとしております。

そのほか、例年、青森県の最低賃金を下回る農作業労賃については変更することとなりますが、本年10月改定の最低賃金では、変更該当する項目はございませんでした。参考までに、1時間793円で1日8時間を標準とする農作業労賃を計算しますと、記載のとおり、793円×8時間で6,344円となります。

続いて、②青森地区と浪岡地区の標準額統一の方向性についてですが、令和元年度のアンケートにおいて、両地区の標準額について、徐々に統一した方が良く、という意見が過半数を超えておりましたことから、可能な範囲で両地区に共通する項目を増やすなどの検討を必要に応じて行うこととなってまいります。また、農作業受委託料金の統一の方法については、青森、浪岡の平均額で統一、という意見が多数であったことから、後ほどご説明しますが、資料5ページの近隣の自治体の状況も参考にしながらご検討いただきたいと思います。

続く2ページから、標準労賃等表の案について掲載しております。それでは2ページをお開きください。2ページ目が青森地区の案でございます。1番、農作業労賃、及び2番、農作業受委託料金を掲載しており、ページの右側の方には参考として、左から順に現在の令和2年度の標準額が記載され、次に今回の、アンケートでの適当であるという回答の回答率、そして、アンケートの平均額を記載しております。

それではまず、1番、農作業労賃の表をご覧くださいなのですが、先日発表された本年の最低賃金、1時間793円から算出した8時間あたりの最低賃金6,344円に対し、現在の標準額がそれを上回る6,400円で設定していることと、適当である、という回答が過半数を超えておりますことから、据え置き案としております。この、アンケートでの適当であるの回答率については、4ページに詳細が記載されておりますので、お開きいただけますか。左側の表が青森地区、右側の表が浪岡地区であり、1が、農作業労賃の標準額をどう思うか、という問いの結果であり、安い、

という回答が2割程度ありますが、適当、との回答が全て7割を超えていることなどから、農作業労賃については据え置きの方といたしました。

それでは2ページに戻りまして、2番、農作業受委託料金についてですが、全ての作業について適当である、が過半数を超えておりましたので、事務局案としましては、基本的にはアンケート結果による変更は行わず、さきほど基本的な考え方として述べたとおり、10aあたりの標準額で設定している部分、こちらを四捨五入し、100円単位に整理した案としております。ただし、1点だけ、代かき作業についての部分ですが、現在の6,840円からの四捨五入ではなく、6,900円に切り上げる案としております。この理由といたしましては、アンケートの、適当である、の割合が今回の結果で一番低い64.7%となっていること、また、アンケートの平均額が、6,938円で標準額を上回っているところに加えて、4ページ目の2番、農作業受委託料金の標準額をどう思いますか、の問いで、安い、という回答が32.4%であった結果を考慮しまして、標準額の6,840円の四捨五入となりますと、現状より40円下がりますが、下げるのではなくて、切り上げる6,900円をこちらの案とさせていただきます。なお、適当である、の割合で見ますと、あぜ塗りも65.7%となっていますが、4ページの詳細の回答を見ていただければ、回答が、高いという所と、安いという所がともに17.1%で同率でありましたので、今回変更はしていません。

また、ロールベアラの項目についてご説明いたします。ロールベアラのところにお線掛けと下線を引いております。ロールベアラの下に括弧書きで小型、と入れておまして、備考には、ロール直径50cm程度、という表記を追加しております。ロールベアラにつきましては、これまで区分は明記してはおりませんでした。実際、中型や大型のものもありますことから、今回、アンケートをご回答いただいた委員の方々に確認させていただき、その結果、一般的に使用されているものは小型のロールベアラであるということでしたので、より分かりやすい表記といたしました。

続いて3ページをご覧ください。浪岡地区の労賃表でございますが、浪岡地区においても、先程の青森地区と同じく、1番、農作業労賃については青森地区と同様の考えから変更はしていません。2番、農作業受委託料金についてですが、こちらも網掛け部分の標準額については青森地区と同様に100円単位に整理しているほか、ロールベアラの項目についても、網掛け部分、下線引いた部分を追記した案としております。

それでは、内容についてご審議いただく前に、4ページ目以降の資料についてご説明いたします。もう一度4ページ目をお開きください。1番、農作業労賃の標準額をどう思いますか、と2番、農作業受委託料金の標準額をどう思いますかは、先ほどご説明したとおりであります。青森地区は全体的に安い、という回答が1割から2割程度あるという傾向がみられております。一方、浪岡地区は、適当であるという回答の割合が高い傾向を見ることができます。次に、3番、年齢や経験等の条件による農作業労賃の差についてですが、経験、未経験という項目については、ある程度の労賃の差をつけていることが集計結果から読み取ることができます。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは、平内町のほか、近隣の市である弘前市、平川市、黒石市、五所川原市、つがる市の令和2年度の標準労賃等を参考として一覧にしております。表の見方としては、それぞれの金額の上に矢印があるものがございまして、前年度から金額を上

げていけば上向きの矢印、下げていけば下向きの矢印で表示しております。まず表の左側、標準労賃からご覧ください。標準労賃はどの自治体でもほぼ横並びという状況でございます。右側に農作業受委託料金がございしますが、こちらについては、消費税増税の影響を考慮して上げた自治体があるところですが、金額設定のバランスを見ますと、平内町であれば耕起、田植え、コンバインなどが比較的青森地区に近い設定となっておりますが、黒石市、五所川原市、つがる市などは金額が低めの設定であることがわかります。また、弘前市については、コンバインとロールベアラの項目、こちらは料金を前年から下げているということが表からわかります。

続いて、6ページをご覧ください。こちらは参考として、青森地区の過去5年間の標準労賃等の金額の推移を掲載しており、7ページが浪岡地区の推移ですので参考として見ていただければと思います。

以上が、議案資料の説明ですが、資料の2ページ、3ページの青森地区、浪岡地区の標準労賃等の案について、アンケートの平均額との差が大きいなどの点から、検討が必要と思われる項目等がございましたら、ご審議いただきたいと考えております。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。
質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

質問、意見ないようですので、本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、本案について決定いたします。

次に、報告第115号を議題とします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で1件で

す。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 116 号を議題とします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出で 9 件です。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 117 号を議題とします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 19 件です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、その他何かございますか。

(農地の賃借料情報（令和2年1月～令和2年12月実績）の集計及び議案の作成に関する方針確認について)

(農業者年金の加入推進の案内について)

(次年度の農作業標準労賃に関するアンケートの作成方法の方針について)

(次回の月例総会は1月13日（水）午後1時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、第33回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。